

## 5 農家民宿に関する法律 ※法令の変更等に伴い、内容が変更となる場合があります

### 開業に関わる主な法令

旅館業法（簡易宿所・規制緩和型）および住宅宿泊事業法の概要

開業方法	①旅館業法 (簡易宿所・規制緩和型)	②住宅宿泊事業法
問い合わせ先	所管の保健福祉事務所※ <sup>1</sup>	県庁食品・生活衛生課
営業上限日数	なし	180日
行政申告	許可	届出
証明書類	許可書	届出番号の通知、標識の交付
建築基準法上の建物用途	ホテル・旅館 (客室面積33㎡以上の場合) 住宅等 (客室面積33㎡未満の場合)	住宅等
住居専用地域での営業	× (建築用途が「住宅」なら○の場合も)	○
客室床面積基準	適用外 (33㎡未満でも開業可)	なし
定員等	宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の面積を1人当たり1.65㎡以上確保	宿泊者が占有する部分の面積を1人当たり3.3㎡以上確保
農林漁業体験を提供する施設であることの確認(農業事務所)	必要	確認を推奨
手続き	各部署へ持参	原則インターネット (郵送・持参も可)
その他	・永年許可(更新なし)	・届出手数料なし ・2ヶ月ごとに、宿泊日数等をシステム上で報告が必要

※<sup>1</sup> 前橋市および高崎市の方は、各市保健所へ

### 開業に関わる各種法令

民宿を開業する場合、生活環境や衛生、提供する食品の安全を確保する必要があることから、旅館業法や住宅宿泊事業法のほか各種法令に基づく諸条件を満たさなければなりません。

代表的なものは以下のとおりですが、詳細は各関係窓口へご相談下さい。

法令	内容	問合せ先
食品衛生法	食事を提供する場合は、食品衛生法第52条で規定する「飲食店営業許可」の取得が必要です。 ただし、素泊、自炊、料理体験(家主と体験者の共同調理)式の場合、「飲食店営業許可」は不要です。	所管の保健福祉事務所※ <sup>1</sup> ※ <sup>1</sup> 前橋市および高崎市の方は、各市保健所へ
建築基準法	客室面積が33㎡以上の場合、建築基準法上「ホテル・旅館」としての基準に適合する必要があります。防火上主要な間仕切壁や非常用照明装置の設置等が必要です。 ただし、住宅の一部を農家民宿等として利用するもののうち、客室面積が33㎡未満で避難上支障がないと認められれば、「ホテル・旅館」には該当せず、「住宅」としての法規制が適用されます。 ※「住宅」として適用することが可能かどうかは、各建物の構造により判断を行いますので、所管の土木事務所または特定行政庁※ <sup>2</sup> までご相談ください。	所管の土木事務所または特定行政庁 ※ <sup>2</sup> ・特定行政庁に該当する市(前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市)の場合：建築物の所在地がある市の機関へ相談してください。 ・特定行政庁に該当しない市町村の場合：県の機関(土木事務所)へ相談してください。

法令	内容	問合せ先
消防法	建物の使用形態等により、消防法の適用を受けます。 防火管理者の選任、防災性能を持ったカーテン・じゅうたん等の使用や消火器、自動火災報知設備、誘導灯等の設置が必要な場合があります。	所管の消防本部(局)
水質汚濁防止法	民宿営業や住宅宿泊事業において、河川や水路等に水を流すとき、水質汚濁防止法に基づく届出が必要になる場合があります。 ※届出が必要になるかは、所管の森林環境事務所または水質汚濁防止法政令市※ <sup>3</sup> までご相談ください。	所管の森林環境事務所または水質汚濁防止法政令市※ <sup>3</sup> ※ <sup>3</sup> ・水質汚濁防止法政令市に該当する市(前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市)の場合：建築物の所在地がある市の機関へ相談してください。 ・水質汚濁防止法政令市に該当しない市町村の場合：県の機関(森林環境事務所)へ相談してください。
浄化槽法	民宿営業や住宅宿泊事業において、浄化槽で汚水を処理する場合は、建物用途に合わせて浄化槽を適切な規模のものとする必要があります。 設置や構造等を変更する際は、事前の届出等が必要です。	所管の森林環境事務所等※ <sup>4</sup> ※ <sup>4</sup> 前橋市および高崎市の方は、市の機関へ相談してください。 なお、建築確認を伴う場合は、所管の土木事務所または特定行政庁※ <sup>2</sup> へ相談してください。
下水道法	民宿営業や住宅宿泊事業において、河川や水路等ではなく、下水道に汚水を流すときは、厨房(台所)、洗濯、入浴(風呂)の各施設が、下水道法の「特定施設」に該当し、届出が必要になる場合があります。 届出が必要な場合、下水道に流す水の水質測定とその結果の記録が必要になります。 ※届出が必要になるかは、建物が所在する市町村役場の下水道担当部局までご相談ください。	建物の所在地がある市町村役場の下水道担当部局
都市計画法	民宿営業や住宅宿泊事業を行おうとする場合、都市計画法に基づく開発許可等の手続きが必要となる場合があります。 特に計画地が市街化調整区域に属している場合には、許可等が得られないこともありますので、注意が必要です。	所管の土木事務所等※ <sup>5</sup> ※ <sup>5</sup> ・前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市の場合：各市の機関へ相談してください。 ・上記の市に該当しない市町村の場合：県の機関(土木事務所)へ相談してください。

### 関係法令の規制緩和

農家民宿に係る関係法令について、規制緩和されているものがあります。

法令	規制緩和
道路運送法	宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は原則として許可対象外であり、道路運送法上の問題はないとされています。
旅行業法	農家民宿自らが、運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売・広告することは、旅行業法に抵触しないこととされています。

